

物流業者等集荷拡大支援事業のご案内

新潟県では、県内港(新潟港・直江津港)の利用拡大を推進するため、県内港利用の輸出入コンテナ貨物を集荷する物流業者等の取組に対して支援する「物流業者等集荷拡大支援事業」について、下記のとおり募集を行います。

対象となる補助事業については、施策効果が高い提案から順次、事業採択を行う『オークション方式』により補助金を交付します。

1 補助対象期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 補助対象者 以下のいずれかに該当するもの

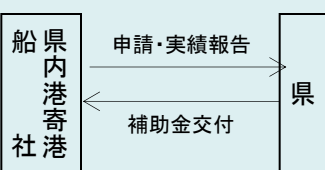
- ① 県内港(新潟港・直江津港)に外貿定期コンテナ航路を有する船社 又は 外貿定期航路に接続する内航定期フィーダー航路を有する船社【県内港寄港船社】
- ② 県内港寄港船社が外国船社である場合、当該船社の日本総代理店【県内港寄港船社の日本総代理店】
- ③ 県内港寄港船社の県内港における船社代理店

※③については、一の県内港寄港船社又は一の県内港寄港船社の日本総代理店との連名による場合のみ申請可能

申請事例

申請事例1

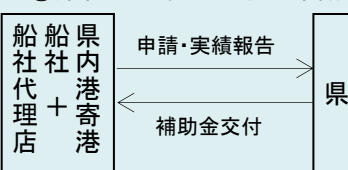
- ① 県内港寄港船社が申請



申請可○

申請事例2

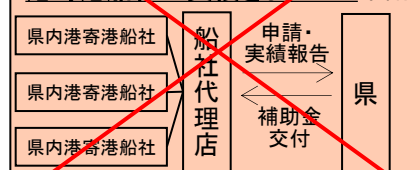
- ① 県内港寄港船社と
③ 船社代理店が連名で申請



申請可○

申請事例3

- ③ 船社代理店が単独で複数の県内港寄港船社の実績をまとめて申請



申請不可×

3 補助の条件 以下の要件を満たすもの

- ① 過去3ヶ年度の集荷実績の平均と比べたコンテナ貨物の増加量（以下「増加量」）が1,000TEU以上となるもの※1
- ② 増加量が「誘致保証量（最低保証量※2）」以上であること【共通】
- ③ 「希望助成単価※3」が2,000円以下であること【共通】

※1：自社取扱のブッキングベース（スペースチャーター貸借分等を調整した取扱量）を集荷実績としてください。

※2：「誘致保証量（最低保証量）」とは、補助対象者が最低限保証する増加量です。

※3：「希望助成単価」とは、補助対象者が増加量を確保するために必要とする1TEU当たりの助成単価です。

4 補助金の額

以下のとおり予算の範囲内で補助金を交付

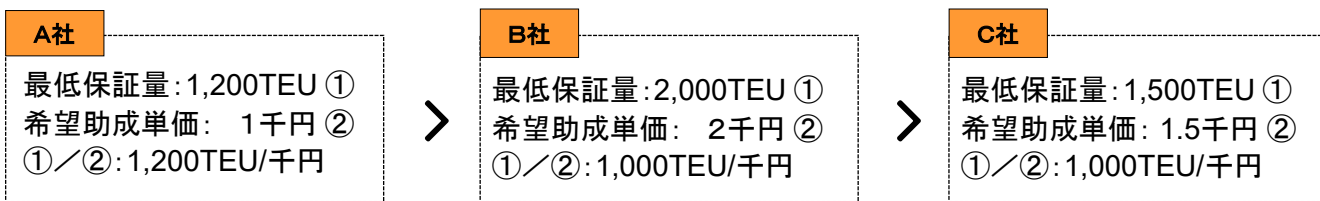
- ① 増加量1,000TEU以上の場合：増加量×申請する希望助成単価（上限200万円）
【集荷拡大】
- ② 増加量2,500TEU以上の場合：増加量×申請する希望助成単価（上限500万円）
【中規模集荷拡大】
- ③ 増加量5,000TEU以上の場合：増加量×申請する希望助成単価（上限1,000万円）
【大規模集荷拡大】

※①～③の複数に申請することはできません。

5 オークション方式による事業採択

提出された事業計画における補助金1千円当たりの誘致量（「誘致保証量（最低保証量）／希望助成単価」）と「誘致保証量（最低保証量）」の2項目を基本に、「コンテナ増加量」等も考慮して審査を行い、施策効果が高いと判断したものから順に予算の範囲内で事業採択するもの。

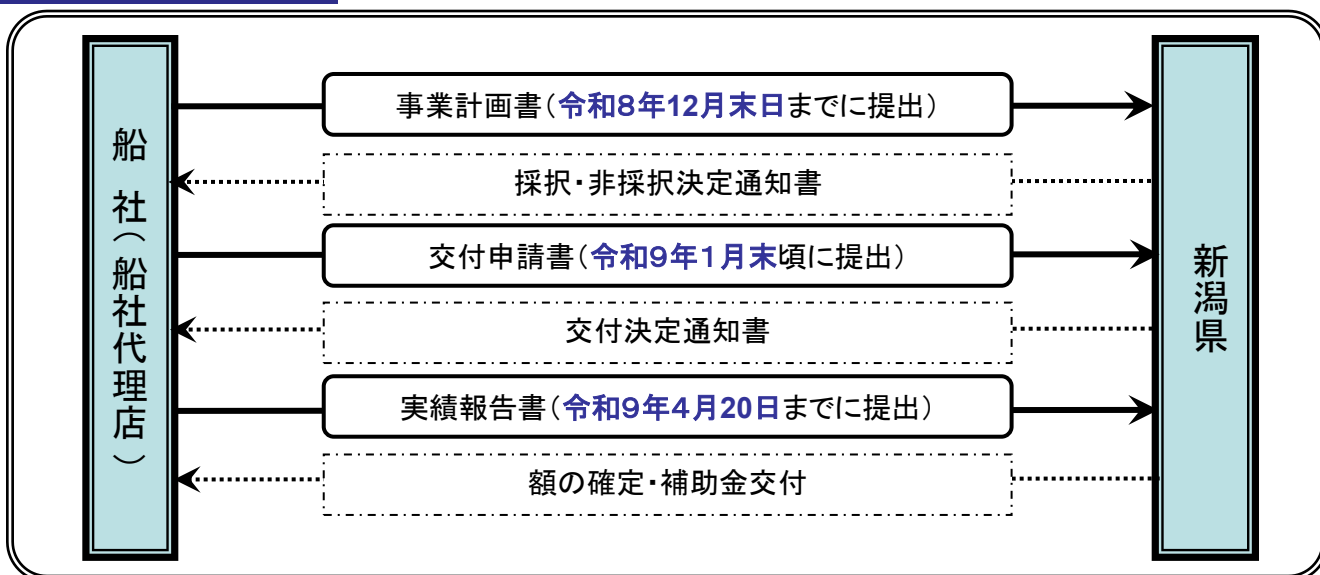
オークション方式による事業採択の例



※3社の中でA社の「最低保証量/希望助成単価」が一番大きいので、第1位となります。

※B社とC社は「誘致保証量（最低保証量）/希望助成単価」は同じであるが、最低保証量が多いB社が第2位となります。

6 手続きフロー



7 留意事項

- ・空コンテナを含む輸出入貨物(国内の他の港湾で積換えて輸出入される貨物を含む)が対象です。
- ・事業計画書、交付申請書及び実績報告書の添付書類の作成方法、助成対象の可否等については、事前にお問い合わせください。
- ・同一貨物に対しては重複して補助金を交付することはできませんので、申請者様に集荷実績等の確認をお願いする場合があります。

お問い合わせ先

新潟県交通政策局 港湾振興課 港湾企画振興班

TEL:025-280-5455 FAX:025-280-5089 e-Mail:ngt170010@pref.niigata.lg.jp

URL: <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kowanshinko/>

